

資 料 一 覧

大阪市屋外広告物審議会規則(改正後)	(資料 1)
屋外広告物法	(資料 2)
大阪市屋外広告物条例	(資料 3)
大阪市屋外広告物条例施行規則	(資料 4)
「地域における公共的な取組に要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて」 (平成20年3月25日 国道利第22号) (平成20年3月25日 国道利第24号)	(資料 5)
バナー許可事例等	(資料 6)
電柱広告の許可基準の見直し	(資料 7)
長堀通広告物景観形成地区基本計画	(資料 8)
大川広告物景観形成地区基本計画	(資料 9)
屋外広告物に関するガイドプラン	(資料 10)
横浜市における広告事業の概要	(資料 11)

大阪市屋外広告物審議会規則

制定 昭和 40 年 11 月 18 日大阪市規則第 113 号

改正 昭和 46 年 6 月 5 日大阪市規則第 62 号

改正 昭和 63 年 4 月 1 日大阪市規則第 79 号

改正 平成 21 年 7 月 31 日大阪市規則第 116 号

(目的)

第 1 条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和 28 年大阪市条例第 35 号）第 2 条の規定に基づき、大阪市屋外広告物審議会（以下審議会という。）の組織、運営その他必要な事項について定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 15 名以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者の中から市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 3 条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第 4 条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(部会)

第 5 条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、建設局において行う。

(施行の細目)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年6月5日大阪市規則第62号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年4月1日大阪市規則第79号）

この規則は、公布の日から施行する

附 則（平成21年7月31日大阪市規則第116号）

この規則は、公布の日から施行する

屋外広告物法

(昭和二十四年六月三日法律第百八十九号)

最終改正:平成二〇年五月二三日法律第四〇号

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 広告物等の制限(第三条―第六条)

第三章 監督(第七条・第八条)

第四章 屋外広告業

第一節 屋外広告業の登録等(第九条―第十一条)

第二節 登録試験機関(第十二条―第二十五条)

第五章 雑則(第二十六条―第二十九条)

第六章 罰則(第三十条―第三十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

2 この法律において「屋外広告業」とは、屋外広告物(以下「広告物」という。)の表示又は広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)の設置を行う営業をいう。

第二章 広告物等の制限

(広告物の表示等の禁止)

第三条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる地域又は場所について、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

- 一 **都市計画法**（昭和四十三年法律第百号）**第二章**の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区又は伝統的建造物群保存地区
- 二 **文化財保護法**（昭和二十五年法律第二百十四号）**第二十七条** 又は**第七十八条第一項**の規定により指定された建造物の周囲で、当該都道府県が定める範囲内にある地域、**同法第百九条第一項** 若しくは**第二項** 又は**第百十条第一項**の規定により指定され、又は仮指定された地域及び**同法第百四十三条第二項**に規定する条例の規定により市町村が定める地域
- 三 **森林法**（昭和二十六年法律第二百四十九号）**第二十五条第一項第十一号**に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域
- 四 道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域で、良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして当該都道府県が指定するもの
- 五 公園、緑地、古墳又は墓地
- 六 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する地域又は場所

2 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止することができる。

- 一 橋りょう
- 二 街路樹及び路傍樹
- 三 銅像及び記念碑
- 四 **景観法**（平成十六年法律第百十号）**第十九条第一項**の規定により指定された景観重要建造物及び**同法第二十八条第一項**の規定により指定された景観重要樹木
- 五 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する物件

3 都道府県は、条例で定めるところにより、公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

（広告物の表示等の制限）

第四条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置（前条の規

定に基づく条例によりその表示又は設置が禁止されているものを除く。)について、都道府県知事の許可を受けなければならないとすることその他必要な制限をすることができる。

(広告物の表示の方法等の基準)

第五条 前条に規定するもののほか、都道府県は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、条例で、広告物(第三条の規定に基づく条例によりその表示が禁止されているものを除く。)の形状、面積、色彩、意匠その他の表示の方法の基準若しくは掲出物件(同条の規定に基づく条例によりその設置が禁止されているものを除く。)の形状その他設置の方法の基準又はこれらの維持の方法の基準を定めることができる。

(景観計画との関係)

第六条 [景観法第八条第一項](#)の景観計画に広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項が定められた場合においては、当該景観計画を策定した景観行政団体([同法第七条第一項](#)の景観行政団体をいう。以下同じ。)の前三条の規定に基づく条例は、当該景観計画に即して定めるものとする。

第三章 監督

(違反に対する措置)

第七条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、第三条から第五条までの規定に基づく条例に違反した広告物を表示し、若しくは当該条例に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなくて確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、条例で定めるところにより、相当の期限を定め、これを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、[行政代執行法](#) (昭和二十三年法律第四十三号) [第三条](#) から [第六条](#) までに定めるところに従い、

その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせ、その費用を義務者から徴収することができる。

- 4 都道府県知事は、第三条から第五条までの規定に基づく条例(以下この項において「条例」という。)に違反した広告物又は掲出物件が、はり紙、はり札等(容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。以下この項において同じ。)、広告旗(容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗(これを支える台を含む。)をいう。以下この項において同じ。))又は立看板等(容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件(これらを支える台を含む。)をいう。以下この項において同じ。)であるときは、その違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、はり紙にあつては第一号に、はり札等、広告旗又は立看板等にあつては次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

一 条例で定める都道府県知事の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けないで表示され又は設置されているとき、条例に適用を除外する規定が定められている場合にあつては当該規定に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され又は設置されているとき、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき。

二 管理されずに放置されていることが明らかなきとき。

(除却した広告物等の保管、売却又は廃棄)

第八条 都道府県知事は、前条第二項又は第四項の規定により広告物又は掲出物件を除却し、又は除却させたときは、当該広告物又は掲出物件を保管しなければならない。ただし、除却し、又は除却させた広告物がはり紙である場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の規定により広告物又は掲出物件を保管したときは、当該広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者(以下この条において「所有者等」という。)に対し当該広告物又は掲出物件を返還するため、条例で定めるところにより、条例で定める事項を公示しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により保管した広告物若しくは掲出物件が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から次の各号に掲げる広告物若しくは掲出物件の区分に従い当該各号に定める期間を経過してもなお当該広告物若しくは掲出物件を返還することができない場合において、条例で定めるところにより評価した当該広告物若しくは掲出物件の価額に比し、その保管

に不相当な費用若しくは手数料を要するときは、条例で定めるところにより、当該広告物又は掲出物件を売却し、その売却した代金を保管することができる。

- 一 前条第四項の規定により除却された広告物 二日以上で条例で定める期間
- 二 特に貴重な広告物又は掲出物件 三月以上で条例で定める期間
- 三 前二号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 二週間以上で条例で定める期間
- 4 都道府県知事は、前項に規定する広告物又は掲出物件の価額が著しく低い場合において、同項の規定による広告物又は掲出物件の売却につき買受人がないとき、又は売却しても買受人がないことが明らかであるときは、当該広告物又は掲出物件を廃棄することができる。
- 5 第三項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。
- 6 前条第二項及び第四項並びに第一項から第三項までに規定する広告物又は掲出物件の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該広告物又は掲出物件の返還を受けるべき広告物又は掲出物件の所有者等(前条第二項に規定する措置を命ずべき者を含む。)に負担させることができる。
- 7 第二項の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第一項の規定により保管した広告物又は掲出物件(第三項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。)を返還することができないときは、当該広告物又は掲出物件の所有権は、当該広告物又は掲出物件を保管する都道府県に帰属する。

第四章 屋外広告業

第一節 屋外広告業の登録等

(屋外広告業の登録)

第九条 都道府県は、条例で定めるところにより、その区域内において屋外広告業を営もうとする者は都道府県知事の登録を受けなければならないものとすることができる。

第十条 都道府県は、前条の条例には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 登録の有効期間に関する事項
- 二 登録の要件に関する事項
- 三 業務主任者の選任に関する事項
- 四 登録の取消し又は営業の全部若しくは一部の停止に関する事項
- 五 その他登録制度に関し必要な事項

2 前条の条例は、前項第一号から第四号までに掲げる事項について、次に掲げる基準に従って定めなければならない。

一 前項第一号に規定する登録の有効期間は、五年であること。

二 前項第二号に掲げる登録の要件に関する事項は、登録を受けようとする者が次のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならないものとする。

イ 当該条例の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から二年を経過しない者

ロ 屋外広告業を営む法人が当該条例の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しない者

ハ 当該条例の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

ニ この法律に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ホ 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからニまでのいずれかに該当するもの

ヘ 法人でその役員のうちにイからニまでのいずれかに該当する者があるもの

ト 業務主任者を選任していない者

三 前項第三号に掲げる業務主任者の選任に関する事項は、登録を受けようとする者にあつては営業所ごとに次に掲げる者のうちから業務主任者となるべき者を選任するものとし、登録を受けた者にあつては当該業務主任者に広告物の表示及び掲出物件の設置に係る法令の規定の遵守その他当該営業所における業務の適正な実施を確保するため必要な業務を行わせるものとする。

イ 国土交通大臣の登録を受けた法人(以下「登録試験機関」という。)が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者

ロ 広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的として都道府県の行う講習会の課程を修了した者

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識を有するものとして条例で定める者

四 前項第四号の登録の取消し又は営業の全部若しくは一部の停止に関する事項は、登録を受けた者が次のいずれかに該当するときは、その登録を取消し、又は六月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

イ 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき。

ロ 第二号ロ又はニからトまでのいずれかに該当することとなつたとき。

ハ この法律に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

(屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)

第十一条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

第二節 登録試験機関

(登録)

第十二条 第十条第二項第三号イの規定による登録は、同号イの試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第十三条 次の各号のいずれかに該当する法人は、第十条第二項第三号イの規定による登録を受けることができない。

- 一 この法律の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。
- 二 第二十五条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。
- 三 その役員のうちに、第一号に該当する者があること。

(登録の基準)

第十四条 国土交通大臣は、第十二条の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、第十条第二項第三号イの規定による登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

- 一 試験を別表の上欄に掲げる科目について行い、当該科目についてそれぞれ同表の下欄に掲げる試験委員が問題の作成及び採点を行うものであること。
 - 二 試験の信頼性の確保のための次に掲げる措置がとられていること。
- イ 試験事務について専任の管理者を置くこと。
- ロ 試験事務の管理(試験に関する秘密の保持及び試験の合格の基準に関することを含む。)に関する文書が作成されていること。
- ハ ロの文書に記載されたところに従い試験事務の管理を行う専任の部門を置くこと。
- 三 債務超過の状態にないこと。

(登録の公示等)

第十五条 国土交通大臣は、第十条第二項第三号イの規定による登録をしたときは、当該登録を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該登録をした日を公示しなければならない。

2 登録試験機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(役員の選任及び解任)

第十六条 登録試験機関は、役員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(試験委員の選任及び解任)

第十七条 登録試験機関は、第十四条第一号の試験委員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(秘密保持義務等)

第十八条 登録試験機関の役員若しくは職員(前条の試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する登録試験機関の役員及び職員は、**刑法**(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(試験事務規程)

第十九条 登録試験機関は、国土交通省令で定める試験事務の実施に関する事項について試験事務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の規定により認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、登録試験機関に対して、これを変更すべきことを命ずることができる。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第二十条 登録試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。))の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第三十三条において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間登録試験機関の事務所に備えて置かなければならない。

2 試験を受けようとする者その他の利害関係人は、登録試験機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録試験機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
(帳簿の備付け等)

第二十一条 登録試験機関は、国土交通省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。
(適合命令)

第二十二条 国土交通大臣は、登録試験機関が第十四条各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録試験機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
(報告及び検査)

第二十三条 国土交通大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験機関に対して、試験事務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録試験機関の事務所に立ち入り、試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(試験事務の休廃止)

第二十四条 登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。
(登録の取消し等)

第二十五条 国土交通大臣は、登録試験機関が第十三条第一号又は第三号に該当するに至つたときは、当該登録試験機関の登録を取り消さなければならない。

- 2 国土交通大臣は、登録試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録試験機関に対して、その登録を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 一 第十五条第二項、第十六条、第十七条、第二十条第一項、第二十一条又は前条第一項の規定に違反したとき。
- 二 正当な理由がないのに第二十条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 三 第十九条第一項の規定による認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。
- 四 第十九条第二項又は第二十二条の規定による命令に違反したとき。
- 五 不正な手段により第十条第二項第三号イの規定による登録を受けたとき。
- 3 国土交通大臣は、前二項の規定により登録を取り消し、又は前項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

第五章 雑則

(特別区の特例)

第二十六条 この法律中都道府県知事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、特別区においては、政令で定めるところにより特別区の長が行なうものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事に関する規定は、特別区の長に関する規定として特別区の長に適用があるものとする。

(大都市等の特例)

第二十七条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、[地方自治法](#) (昭和二十二年法律第六十七号) [第二百五十二条の十九第一項](#) の指定都市(以下「指定都市」という。)及び[同法第二百五十二条の二十二第一項](#) の中核市(以下「中核市」という。)においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市(以下「指定都市等」という。)が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

(景観行政団体である市町村の特例等)

第二十八条 都道府県は、[地方自治法第二百五十二条の十七の二](#) の規定によるもののほか、第三条から第五条まで、第七条又は第八条の規定に基づく条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部を、条例で定めるところにより、景観行政団体である市町村又は[地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律](#) (平成二十年法律第四十号) [第七条第一項](#) に規定する認定市町村である市町村(いずれも指定都市及び中核市を除く。)が処理することとすることができる。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、当該市町村の長に協議しなければならない。

(適用上の注意)

第二十九条 この法律及びこの法律の規定に基づく条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第六章 罰則

第三十条 第十八条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第二十五条第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十二条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十一条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
- 二 第二十三条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第二十四条第一項の規定による許可を受けないで、試験事務の全部を廃止したとき。

第三十三条 第二十条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

第三十四条 第三条から第五条まで及び第七条第一項の規定に基づく条例には、罰金又は過料のみを科する規定を設けることができる。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。
- 2 広告物取締法(明治四十四年法律第七十号)は、廃止する。
- 3 この法律施行前にした広告物取締法に違反する行為に対する罰則の適用に関しては、なお、従前の例による。

附 則 (昭和二五年五月三〇日法律第二一四号) 抄

(施行期日)

第百十三条 この法律施行の期日は、公布の日から起算して三箇月をこえない期間内において、政令で定める。

附 則（昭和二十七年四月五日法律第七一号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十九年五月二九日法律第一三一号） 抄

- 1 この法律は、昭和二十九年七月一日から施行する。

附 則（昭和三十一年六月一二日法律第一四八号）

- 1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第百四十七号)の施行の日から施行する。
- 2 この法律の施行の際海区漁業調整委員会の委員又は農業委員会の委員の職にある者の兼業禁止及びこの法律の施行に伴う都道府県又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)又は指定都市の市長若しくは委員会その他の機関への引継に関し必要な経過措置は、それぞれ地方自治法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第百四十七号)附則第四項及び第九項から第十五項までに定めるところによる。

附 則（昭和三十七年九月一五日法律第一六一号） 抄

- 1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附 則（昭和三十八年五月二四日法律第九二号）

この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

附 則（昭和三十九年七月一一日法律第一六九号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

附 則（昭和四三年六月一五日法律第一〇一号） 抄

この法律（第一条を除く。）は、新法の施行の日から施行する。

附 則（昭和四五年六月一日法律第一〇九号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四八年九月一七日法律第八一号）

この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

附 則（昭和五〇年七月一日法律第四九号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して三箇月を経過した日から施行する。

附 則（平成四年六月二六日法律第八二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（屋外広告物法等の一部改正に伴う経過措置）

第十八条 この法律の施行の際現に旧都市計画法の規定により定められている都市計画区域内の用途地域に関しては、この法律の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、この法律による改正前の次に掲げる法律の規定は、なおその効力を有する。

- 一 屋外広告物法
- 二 土地収用法
- 三 駐車場法

四 新住宅市街地開発法

五 新都市基盤整備法

六 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法

附 則（平成六年六月二九日法律第四九号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十八号）中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

附 則（平成十一年七月一六日法律第八七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第二百五十七条第四項から第六項まで、第六十条、第六十三條、第六十四條並びに第二百二条の規定 公布の日

（国等の事務）

第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第百八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十二条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立つて、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一六年五月二八日法律第六一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一一一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、景観法(平成十六年法律第百十号)の施行の日から施行する。ただし、第一条中都市計画法第八条、第九条、第十二条の五及び第十三条の改正規定、第三条、第五条、第七条から第十条まで、第十二条、第十六条中都市緑地法第三十五条の改正規定、第十七条、第十八条、次条並びに附則第四条、第五条及び第七条の規定は、景観法附則ただし書に規定する日から施行する。

(屋外広告物法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行前に第四条の規定による改正前の屋外広告物法(以下「旧屋外広告物法」という。)第七条第一項の規定により命ぜられた措置については、第四条の規定による改正後の屋外広告物法(以下「新屋外広告物法」という。)第七条第一項及び第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 2 この法律の施行の際現に旧屋外広告物法第八条及び第九条の規定に基づく条例(以下この条において「旧条例」という。)を定めている都道府県(旧屋外広告物法第十三条の規定によりその事務を処理する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市を含む。)が、新屋外広告物法第九条の規定に基づく条例(以下この条において「新条例」という。)を定め、これを施行するまでの間は、旧屋外広告物法第八条、第九条及び第十四条(第九条第二項に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。
- 3 新条例には、新条例の施行の際現に屋外広告業を営んでいる者(新条例の施行の日の前日まで旧条例が適用される場合にあっては、新条例の施行の際現に旧条例の規定に基づき届出をして屋外広告業を営んでいる者)については、新条例の施行の日から六月以上で条例で定める期間(当該期間内に新条例の規定に基づく登録の拒否の処分があったときは、その日までの間)は、新条例の規定にかかわらず、登録を受けなくても、引き続き屋外広告業を営むことができる旨を定めなければならない。この場合においては、併せて、その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も同様とする旨を定めなければならない。
- 4 新条例には、新条例の施行の際現に旧屋外広告物法第九条第一項に規定する講習会修了者等である者について、新条例に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす旨を定めなければならない。
- 5 この法律の施行前に国土交通大臣が定める試験に合格した者は、新屋外広告物法第十条第二項第三号イの試験に合格した者とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一七年七月一五日法律第八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則 (平成二〇年五月二三日法律第四〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

別表（第十四条関係）

科目	試験委員
一 この法律、この法律に基づく条例その他関係法令に関する科目	一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(以下「大学」という。)において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
二 広告物の形状、色彩及び意匠に関する科目	一 大学において美術若しくはデザインを担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
三 広告物及び掲出物件の設計及び施工に関する科目	一 大学において建築学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

大 阪 市 屋 外 広 告 物 条 例

制定	昭和31年10月 1 日大阪市条例第39号
改正	昭和39年 3 月31日大阪市条例第65号
改正	昭和40年 4 月21日大阪市条例第54号
改正	昭和44年 7 月14日大阪市条例第34号
改正	昭和45年 3 月31日大阪市条例第19号
改正	昭和49年 4 月 1 日大阪市条例第32号
改正	昭和49年10月 5 日大阪市条例第71号
改正	昭和51年 4 月 1 日大阪市条例第49号
改正	昭和56年 4 月 1 日大阪市条例第40号
改正	昭和60年 4 月 1 日大阪市条例第26号
改正	昭和62年 5 月30日大阪市条例第35号
改正	平成 4 年 4 月 1 日大阪市条例第39号
改正	平成 7 年 2 月15日大阪市条例第 1 号
改正	平成 8 年 3 月 4 日大阪市条例第 3 号
改正	平成11年 3 月17日大阪市条例第23号
改正	平成14年 3 月29日大阪市条例第37号
改正	平成15年 2 月21日大阪市条例第 4 号
改正	平成16年10月 1 日大阪市条例第53号
改正	平成17年 3 月 2 日大阪市条例第 8 号
改正	平成18年 9 月21日大阪市条例第86号
改正	平成19年 3 月16日大阪市条例第55号

（目的）

第 1 条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下法という。）第 2 条第 1 項に規定する屋外広告物（以下広告物という。）の表示及び広告物を掲出する物件（以下掲出物件という。）の設置並びにこれらの維持並びに同条第 2 項に規定する屋外広告業（以下屋外広告業という。）について必要な規制等を行うことにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

（本市の責務）

第 1 条の 2 本市は、この条例の目的を達成するため、施設管理者（広告物が表示され、又は掲出物件が設置されている場所又は物件の管理者（自ら広告物の表示又は掲出物件の設置若しくは管理を行う者を除く。）をいう。次条において同じ。）、警察その他関係団体の協力を得て、良好な景観の形成若しくは風致の維持又は公衆に対する危害の防止に関し、市民、屋外広告業を営む者、広告主（自ら広告物の表示若しくは掲出物件の設置若しくは管理を行う者又は屋外広告業を営む者その他の者に委託し、若しくは依頼してこれらの行為を行わせる者をいう。以下同じ。）等の意識の啓発、これらの者の自主的な活動の支援その他の必要な施策を策定し、及び実施するものとする。

(屋外広告業を営む者等の責務)

第1条の3 屋外広告業を営む者及び広告主は、法及びこの条例を遵守するとともに、前条の規定により本市が実施する施策に協力しなければならない。

2 広告主は、この条例に違反することのないよう自己の広告物を適正に管理し、又は管理させなければならない。

3 施設管理者は、その管理する場所又は物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置するに当たって良好な景観の形成若しくは風致の維持又は公衆に対する危害の防止に配慮するとともに、前条の規定により本市が実施する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第1条の4 市民は、第1条の2の規定により本市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(許可)

第2条 広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、市長が定める簡易広告物等（はり紙又は法第7条第4項に規定するはり札等、広告旗若しくは立看板等をいう。以下同じ。）で、表示又は設置の期間が30日を超えないものについては、この限りでない。

2 市長は、前項の許可に期限及び条件を付けることができる。

(許可の基準)

第2条の2 次に掲げる広告物又は掲出物件の表示又は設置に係る前条第1項の許可の基準は、市長が定める。

- (1) 広告塔及び広告板
- (2) 建築物又は工作物の壁面を利用するもの
- (3) 建築物又は工作物の壁面から突出するもの
- (4) 電柱を利用するもの

(変更及び継続の許可)

第3条 第2条の規定により許可を受けた事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 許可期限の満了後、継続して広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするときは、期限満了の日の7日前までに、市長の許可を受けなければならない。

(禁止)

第4条 次に掲げる地域又は場所には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専

用地域、景観地区、風致地区又は緑地保全地区で市長が指定する地域又は場所

- (2) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第2項の規定により指定された国宝建造物の周囲で市長の指定する区域並びに同法第109条第1項又は同法第110条第1項の規定により指定又は仮指定された地域で市長の指定する区域
 - (3) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項第11号の規定により指定された保安林の地域で市長が指定する区域
 - (4) 高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条に規定する高速自動車国道、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する自動車道、東海旅客鉄道株式会社東海道新幹線線路及び西日本旅客鉄道株式会社山陽新幹線線路の全区域並びにこれらの区域から展望することができる地域で市長の指定する区域
 - (5) 道路（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号に規定する道路をいう。以下同じ。）（前号に規定する道路を除く。）並びに鉄道（東海旅客鉄道株式会社東海道新幹線及び西日本旅客鉄道株式会社山陽新幹線を除く。）及び軌道の線路区域のうち、市長が指定する区域
 - (6) 道路（第4号に規定する道路を除く。）、鉄道及び軌道の線路区域から展望することができる地域のうち、市長が指定する区域
 - (7) 古墳及び墓地
 - (8) 官公署、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、研究所、図書館、美術館、科学館、博物館、音楽堂、公会堂、記念館、体育館及び記念塔の敷地内
- 2 次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。
- (1) 橋、トンネル、高架構造物、地下道の上屋及び道路の分離帯
 - (2) 街路樹及び路傍樹
 - (3) 街灯柱（道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項に規定する道路管理者が設置するものに限る。）、信号機、道路標識及び歩道柵並びに車止め、里程標その他これらに類するもの
 - (4) 郵便差出箱、信書便差出箱、公衆電話所、送電塔及び道路上に設置されている変圧器
 - (5) 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
 - (6) 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木のうち、市長が指定するもの
- 3 前2項に掲げるもののほか、市長が指定する道路及びこれに面する地域又は場所並びに電柱には、簡易広告物等を表示し、又は設置してはならない。

第5条 形状、面積、色彩、意匠その他の表示の方法が、良好な景観若しくは風致を害するおそれのある広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

第6条 公衆に対し、危害を及ぼすおそれのある広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

（広告物景観形成地区及び基本計画）

第6条の2 市長は、地域の特性に応じた良好な景観の保全、活力に満ちた景観の創出又は風格のある街並みの形成（以下景観の形成という。）を図るため、第2条の2の基準を強化し、若しくは緩和し、又は広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置しようとする者に対し必要な指導、助言若しくは勧告を行うことが特に必要であると認める区域を広告物景観形成地区として指定することができる。

2 市長は、広告物景観形成地区を指定しようとするときは、当該広告物景観形成地区における広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本計画（以下基本計画という。）を定めるものとする。

3 基本計画には、次に掲げる事項を定めるほか、必要に応じて、広告物景観形成地区内における広告物の表示若しくは掲出物件の設置の方法について、第2条の2の基準に代えて当該広告物景観形成地区内において適用すべき許可の基準（以下景観形成許可基準という。）又は当該広告物景観形成地区における景観の形成を誘導するために市長が行う指導、助言若しくは勧告の基準（以下景観形成誘導基準という。）を定めることができる。

(1) 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本構想

(2) 広告物又は掲出物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示又は設置の方法に関する基本的な事項

4 市長は、広告物景観形成地区を指定し、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ大阪市屋外広告物審議会（以下審議会という。）の意見を聴いた上、その旨を公告し、当該広告物景観形成地区に係る基本計画の案を公告の日の翌日から起算して2週間縦覧に供するものとする。

5 広告物景観形成地区の指定の対象となる区域内の市民等（大阪市都市景観条例（平成10年大阪市条例第50号）第2条第2号に規定する市民等をいう。）で当該広告物景観形成地区に係る基本計画の案について景観の形成の見地からの意見を有するものは、市長が定めるところにより、前項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、市長に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

6 前項の規定による意見書の提出があつたときは、市長は、当該意見書について審議会の意見を聴くものとする。

7 市長は、広告物景観形成地区を指定し、基本計画を定めたときは、その旨を公告するものとする。

8 第4項から前項までの規定は、広告物景観形成地区に属する区域の変更、広告物景観形成地区の指定の解除又は基本計画の変更について準用する。

（景観形成誘導基準に基づく指導、助言又は勧告）

第6条の3 市長は、基本計画に景観形成誘導基準が定められている広告物景観形成地区内において、景観の形成を誘導するために必要があると認めるときは、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者に対し、当該景観形成誘導基準に基づき必要な指導、助言又は勧告を行うことができる。

（協定）

第6条の4 本市の一部の区域において景観の形成を図るため、当該区域内の土地の所有者

等（大阪市都市景観条例第2条第3号に規定する土地の所有者等をいう。）は、当該区域内における広告物の表示又は掲出物件の設置の方法に関する事項について、協定を締結することができる。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 協定の名称
- (2) 協定の対象となる区域
- (3) 協定の目的
- (4) 広告物又は掲出物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示又は設置の方法に関する事項
- (5) 協定を締結した者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (6) 協定を締結した者の代表者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (7) 協定の有効期間
- (8) 協定の変更又は廃止の手続
- (9) 前各号に掲げるもののほか、協定の運用に関し必要な事項

（協定に関する市長の認定等）

第6条の5 前条第1項の協定を締結した者の代表者は、市長に対し、当該協定の認定を請求することができる。

2 前項の認定の請求は、市長が定めるところにより、前条第2項各号に掲げる事項を記載した協定書を提出して行わなければならない。

3 市長は、第1項の認定の請求に係る協定が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準の内容に適合しており、かつ、当該協定の対象となる区域内の景観の形成のため必要なものとして市長が定める要件に該当すると認めるときは、これを協定として認定するものとする。

- (1) 協定の対象となる区域のうち、景観形成許可基準が適用される部分 景観形成許可基準（当該部分に景観形成誘導基準が併せて適用される場合にあつては、景観形成許可基準及び景観形成誘導基準）
- (2) 協定の対象となる区域のうち、景観形成誘導基準が適用される部分（前号に掲げる部分を除く。） 第2条の2の基準及び景観形成誘導基準
- (3) 協定の対象となる区域のうち、前2号に掲げる部分以外の部分 第2条の2の基準

4 前項の規定による認定を受けた協定を変更し、又は廃止したときは、当該協定を締結した者の代表者（当該協定を廃止したときは、代表者であつた者）は、市長が定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

5 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、協定の認定を取り消すものとする。

- (1) 前項の規定により協定の廃止の届出があつたとき
- (2) 協定の変更その他の事由により、協定の内容又はその運用が第3項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準の内容に適合しなくなつたとき又は同項の要件に該当しなくなつたとき

- 6 市長は、前項第2号に該当することを理由として協定の認定を取り消そうとするときは、あらかじめ当該協定を締結した者の代表者にその旨を通知し、その意見を聴くものとする。
- 7 市長は、第3項の規定による認定を行つたときは、当該認定に係る協定が適正に運用されるよう必要な技術的支援を行うことができる。

(適用除外)

第7条 次の各号のいずれかに該当する広告物又は掲出物件については、第2条第1項及び第4条の規定は、適用しない。

- (1) 法令の規定により表示し、又は設置するもの
 - (2) 道先案内図その他公益上やむを得ない広告物又は掲出物件で、国、地方公共団体又は公益法人その他これに類する団体が表示し、又は設置するもの
 - (3) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件で市長が定める基準に適合するもの
 - (4) 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物又は掲出物件で市長が定める基準に適合するもの
 - (5) 葬儀又は祭礼のため、一時的に表示し、又は設置するもの
 - (6) 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示し、又は設置する広告物又は掲出物件で市長が定める基準に適合するもの
 - (7) 公益上必要な施設又は物件に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件のうち、当該施設又は物件の寄贈者名等を表示するもので市長が定める基準に適合するもの
 - (8) その他市長が定めるもの
- 2 前項第2号に掲げる広告物又は掲出物件を表示し、又は設置しようとする者は、市長が定めるところにより、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない。

第7条の2 政党、政治団体、労働組合その他の団体又は個人が政治活動又は労働組合活動のために表示する広告物で、市長が定めるものについては、第2条及び第4条の規定は適用しない。ただし、第4条第1項第7号及び第8号に掲げる地域及び場所、同条第2項各号に掲げる物件（同項第4号に掲げる物件については、道路上に設置されているものに限る。）並びに電柱（道路上に設置されているものに限る。）に表示するものについては、この限りでない。

第8条 良好な景観を形成し、又は風致を維持し、若しくは向上するため、市長が指定する場所若しくは施設を利用して、又は市長の指示に従つて表示された広告物については、市長は、第2条及び第4条の規定の適用を除外することができる。

(経過措置)

第9条 第4条の規定による市長の指定があつた際、当該指定のあつた地域若しくは場所又は物件に現に適法に表示され、又は設置されている広告物又は掲出物件については、同条の規定にかかわらず、当該指定の日から1年間（この条例の規定による許可を受けていた

ものにあつては、当該許可の期間)は、これを表示し、又は設置することができる。

第9条の2 基本計画に景観形成許可基準が定められた場合において、第6条の2第7項の規定により当該基本計画が公告されたときは、当該公告の日に現に適法に表示され、又は設置されている広告物又は掲出物件については、当該景観形成許可基準にかかわらず、これを表示し、又は設置することができる。

第10条 市長が第7条第1項第3号、第4号、第6号又は第7号の規定によりそれぞれ基準を定めた場合において、現に同条に基づき適法に表示され、又は設置されている広告物又は掲出物件でこれらの基準に適合しないこととなるものについては、第2条第1項及び第4条の規定にかかわらず、これらの基準が定められた日から1年間は、これを表示し、又は設置することができる。

(除却及び改修の義務)

第11条 許可期間又は掲出期間が満了したときは、設置者又は管理者は、5日以内に広告物又は掲出物件を除却しなければならない。許可を取り消されたときも同様とする。

2 広告物又は掲出物件が汚染、変色、腐朽又は破損した場合は、設置者又は管理者は直ちに改修し、又は除却しなければならない。

(許可の取消、除却その他の措置)

第12条 第2条又は第3条の規定による許可を受けた広告物若しくは掲出物件が良好な景観若しくは風致を害し、若しくは公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認められるに至つたとき、又は許可申請書に虚偽の事項があつたときは、市長は、その許可を取り消し、又は設置者若しくは管理者に対してこれらの改修、移転、除却その他必要な措置を命ずることができる。

第13条 この条例に違反した広告物又は掲出物件があるときは、市長は、設置者、管理者又は広告主(設置者又は管理者であるものを除く。以下同じ。)に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は5日以上 の期限を定め、これらの改修、移転、除却その他必要な措置を命ずることができる。

2 市長は、法第7条第2項の規定により掲出物件を除却する場合においては、5日以上 の期限を定め、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による命令を受けた広告主が、その命令に違反したときは、その旨、命令の内容及び命令に違反した広告主の氏名又は名称その他命令に違反した広告主を特定するために必要な事項を公表することができる。

4 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者にその理由を通知し、意見を聴くとともに、有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示事項及び公示の方法)

第13条の2 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる事項を市長が定める場所に掲示して行わなければならない。

- (1) 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
- (2) 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所及び当該広告物又は掲出物件を除却した日
- (3) 当該広告物又は掲出物件の保管を始めた日及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物又は掲出物件を返還するため市長が必要と認める事項

2 前項の掲示をする期間は、当該掲示を始めた日から起算して2週間とする。

(保管した広告物又は掲出物件の価額の評価の方法)

第13条の3 法第8条第3項の規定による広告物又は掲出物件の価額の評価は、当該広告物又は掲出物件の購入又は製作に要する費用、損耗の程度その他当該広告物又は掲出物件の価額の評価に関する事情を勘案して行うものとする。

(保管した広告物又は掲出物件を売却する場合の手続)

第13条の4 法第8条第3項の規定による広告物又は掲出物件の売却は、一般競争入札に付して行わなければならない。ただし、一般競争入札に付しても入札しようとする者がいない広告物又は掲出物件その他一般競争入札に付することが適当でないと認められる広告物又は掲出物件の売却は、随意契約により行うことができる。

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

第13条の5 法第8条第3項第1号の条例で定める期間は、30日とする。

2 法第8条第3項第2号の条例で定める期間は、3月とする。

3 法第8条第3項第3号の条例で定める期間は、30日とする。

(保管した広告物又は掲出物件を返還する場合の手続)

第13条の6 市長は、法第8条第1項の規定により保管した広告物又は掲出物件(同条第3項の規定により売却した代金を含む。)を同条第2項に規定する所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその者が当該広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、所定の様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(立入検査等)

第14条 市長は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、広告物若しくは掲出物件の設置者若しくは管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者に広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(管理者の設置等)

第14条の2 第2条第1項又は第3条の規定による許可に係る広告物又は掲出物件の設置者は、管理者（市長が定める要件を満たす者に限る。以下この条において同じ。）を置かなければならない。

- 2 前項の設置者は、管理者を置いたときは、遅滞なく、市長が定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。管理者を解任したときも、同様とする。
- 3 第1項の設置者又は管理者は、第11条第2項に規定するもののほか、広告物又は掲出物件に関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

(屋外広告業の登録)

第15条 屋外広告業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録の有効期間は、5年とする。
- 3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。
- 4 前項の更新の登録の申請があつた場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、当該登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第15条の2 前条第1項又は第3項の規定により登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 商号又は氏名及び住所（法人にあつては、商号又はその名称及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 本市の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地
 - (3) 登録申請者が法人である場合においては、その役員の氏名
 - (4) 登録申請者が未成年者（屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。以下同じ。）である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所
 - (5) 第17条第1項の規定により選任し、又は選任しようとする業務主任者の氏名
- 2 前項の申請書には、登録申請者が第15条の3第1項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類その他市規則で定める書類を添付しなければならない。

(登録の拒否)

第15条の3 市長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき又は前条第1項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているものがあるときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第 18 条の 3 第 1 項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者
 - (2) 屋外広告業者（第 15 条第 1 項又は第 3 項の登録（以下屋外広告業者の登録という。）を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）で法人であるものが第 18 条の 3 第 1 項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない場合において、その取消しの日前 30 日以内に当該法人の役員であつた者
 - (3) 第 18 条の 3 第 1 項又は第 18 条の 4 第 5 項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
 - (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から 2 年を経過しない者
 - (5) 未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
 - (6) 法人でその役員のうちに第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当する者があるもの
 - (7) 第 17 条第 1 項の規定に違反し、業務主任者を選任していない者
- 2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、直ちに、その理由を付して、その旨を申請者に通知しなければならない。

（登録の実施）

第15条の 4 屋外広告業者の登録は、屋外広告業者登録簿に市長が次に掲げる事項を記載してするものとする。

- (1) 第15条の 2 第 1 項各号に掲げる事項
 - (2) 登録年月日及び登録番号
- 2 市長は、屋外広告業者の登録をしたときは、直ちに、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

（登録事項の変更の届出）

第 15 条の 5 屋外広告業者は、第 15 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項に変更があつたときは、変更の日から 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 第 15 条の 2 第 2 項の規定は、前項の規定による届出について準用する。
- 3 市長は、第 1 項の規定による届出を受け付けたときは、当該届出に係る事項が第 15 条の 3 第 1 項第 5 号から第 7 号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があつた事項を屋外広告業者登録簿に記載しなければならない。

（屋外広告業者登録簿の閲覧）

第 15 条の 6 市長は、屋外広告業者登録簿を市規則で定めるところにより、一般の閲覧に供しなければならない。

（廃業等の届出）

第 15 条の 7 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、当該各号に掲げる事実の生じた日（第 1 号の場合にあつては、その事実を知つた日）から 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合 その相続人
 - (2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者
 - (3) 法人が破産手続開始決定により解散した場合 その破産管財人
 - (4) 法人が合併及び破産手続開始決定以外の理由により解散した場合 その清算人
 - (5) 本市の区域内において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であつた者（当該屋外広告業者であつた者が法人である場合には、当該法人を代表する役員）
- 2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、屋外広告業者の登録は、その効力を失う。

（登録の抹消）

第 15 条の 8 市長は、屋外広告業者の登録がその効力を失つたとき又は第 18 条の 3 第 1 項の規定により屋外広告業者の登録を取り消したときは、屋外広告業者登録簿から当該屋外広告業者の登録に係る記載を抹消しなければならない。

（講習会）

- 第 16 条 市長は、市規則で定めるところにより、広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会を開催しなければならない。
- 2 市長は、市規則で定めるところにより、講習会の運営に関する事務を他の者に委託することができる。
- 3 前 2 項に定めるほか、講習会に関し必要な事項は、市規則で定める。

（業務主任者の設置）

- 第 17 条 屋外広告業者は、本市の区域内において営業を行う営業所ごとに、次の各号のいずれかに該当する者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。
- (1) 法第 10 条第 2 項第 3 号イの登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
 - (2) 前条第 1 項の講習会の課程を修了した者
 - (3) 広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的として都道府県、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市又は同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市が行う講習会の修了者
 - (4) 広告美術仕上げに係る職種について、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 22 条の規定により修了証書の交付を受けた者、同法第 28 条第 3 項の規定により免許証の交付を受けた者又は同法第 49 条の規定により合格証書の交付を受けた者
 - (5) 前各号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと市長が認めた者
- 2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関することをを行うものとする。
- (1) 法、この条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に関する法令の規定の遵守に関すること
 - (2) 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全の確保に関すること

(3) 第 18 条の 2 に規定する帳簿に記載する事項のうち、市規則で定めるものの記載に関すること

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、屋外広告業者の業務の適正な実施の確保に関すること

(標識の掲示)

第 18 条 屋外広告業者は、市規則で定めるところにより、本市の区域内において営業を行う営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、名称又は氏名その他市規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第 18 条の 2 屋外広告業者は、市規則で定めるところにより、本市の区域内において営業を行う営業所ごとにその営業に関する事項で市規則で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保管しなければならない。

(登録の取消し等)

第 18 条の 3 市長は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は 6 月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 不正の手段により屋外広告業者の登録を受けたとき

(2) 第 15 条の 3 第 1 項第 2 号又は第 4 号から第 7 号までのいずれかに該当することとなったとき

(3) 第 15 条の 5 第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき

(4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき

2 第 15 条の 3 第 2 項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(大阪府の登録を受けた者に関する特例)

第 18 条の 4 第 15 条の規定は、大阪府屋外広告物条例（昭和 24 年大阪府条例第 79 号。以下府条例という。）に基づく屋外広告業の登録を受けている者には、適用しない。

2 第 15 条の 7 第 1 項及び第 17 条から第 18 条の 2 までの規定は、前項に規定する者であつて本市の区域内で屋外広告業を営むものについて準用する。

3 第 1 項に規定する者は、本市の区域内で屋外広告業を営もうとするときは、市規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。その届出に係る事項について変更があつたときも、同様とする。

4 屋外広告業者が、府条例に基づく屋外広告業の登録を受けたときは、その者に係る屋外広告業者の登録は、その効力を失う。

5 市長は、第 1 項に規定する者であつて本市の区域内で屋外広告業を営むものが、次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対し、6 月以内の期限を定めて本市の区域内における営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 前条第 1 項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から 2 年を経過しない者

- (2) 屋外広告業者で法人であるものが前条第1項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない場合において、その取消しの日前30日以内に当該法人の役員であつた者
 - (3) 法に基づく条例の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
 - (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
 - (5) 未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
 - (6) 法人でその役員のうちに第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの
 - (7) 本市の区域内において営業を行う営業所ごとに業務主任者を選任していない者
 - (8) 第3項の規定による変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - (9) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反した者
- 6 第15条の3第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(監督処分簿の備付け等)

- 第18条の5 市長は、第18条の3第1項の規定による処分をしたとき又は前条第5項の規定による処分をしたときは、当該処分の日付、内容及び処分を受けた者の氏名又は名称その他市規則で定める事項を屋外広告業者監督処分簿に記載しなければならない。
- 2 市長は、前項の屋外広告業者監督処分簿を市規則で定めるところにより、一般の閲覧に供しなければならない。

(屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)

- 第19条 市長は、本市の区域内で屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

(報告及び検査)

- 第19条の2 市長は、本市の区域内で屋外広告業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、その営業につき、必要な報告をさせ、又はその職員をして営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

- 第19条の3 第2条又は第3条の規定により許可を受けようとする者は、申請の際別表に掲げる手数料を納付しなければならない。ただし、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の届出を経た政治団体が、簡易広告物等を表示し、又は設置するための許可

を受けようとするときは、この限りでない。

- 2 登録申請者は、申請の際1件につき10,000円の手数料を納付しなければならない。
- 3 第16条第1項の講習会の講習を受けようとする者は、受講の際1人1回につき2,000円の手数料を納付しなければならない。
- 4 既納の手数料は、還付しない。

(罰則)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第15条第1項又は第3項の規定に違反して登録を受けないで、屋外広告業を営んだ者
- (2) 不正の手段により屋外広告業者の登録を受けた者
- (3) 第18条の3第1項又は第18条の4第5項の規定による営業の停止の命令に違反した者

第20条の2 第12条又は第13条第1項の規定による命令に違反した者(広告主を除く。)は、500,000円以下の罰金に処する。

第20条の3 次の各号のいずれかに該当する者は、300,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第2条第1項、第3条第1項又は第4条から第6条までの規定に違反した者
- (2) 第11条第1項の規定による除却をしない者
- (3) 第15条の5第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (4) 第17条第1項の規定に違反して業務主任者を選任しなかつた者

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、200,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第2条第2項の規定により市長の付した条件に違反した者
- (2) 第14条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避した者
- (3) 第19条の2第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第20条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

(過料)

第22条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

- (1) 第13条第1項の規定による命令に違反した広告主

- (2) 第 15 条の 7 第 1 項又は第 18 条の 4 第 3 項の規定による届出を怠つた者
- (3) 第 18 条の規定による標識を掲げない者
- (4) 第 18 条の 2 の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保管しなかつた者

(適用上の注意)

第 23 条 この条例の適用にあつては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(施行の細目)

第 24 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和 31 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 39 年 3 月 31 日大阪市条例第 65 号)

この条例は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 40 年 4 月 21 日大阪市条例第 54 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に第 2 条第 1 項本文又は第 3 条の規定に基づく許可を受けて表示し又は設置している広告物又は広告物を掲出する物件でこの条例による改正後の第 4 条の規定によりその表示又は設置が禁止されることとなるものについては、当該許可期間に限り、第 4 条の規定にかかわらず、なおこれを表示し又は設置することができる。
- 3 この条例の施行の際、第 2 条第 1 項ただし書の規定に基づき表示し又は設置している広告物又は広告物を掲出する物件でこの条例による改正後の第 4 条の規定によりその表示又は設置が禁止されることとなるものについては、この表示又は設置の日から 30 日間に限り、第 4 条の規定にかかわらず、なおこれを表示し又は設置することができる。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和 44 年 7 月 14 日大阪市条例第 34 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 45 年 3 月 31 日大阪市条例第 19 号)

この条例は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 49 年 4 月 1 日大阪市条例第 32 号、昭和 49 年 5 月 10 日施行、ただし、第 15 条の次に 4 条を加える改正規定 (第 17 条及び第 18 条として加える部分に限る。)、昭和 49 年 10 月 1 日施行、昭和 49 年 5 月 9 日大阪市告示第 211 号)

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。
- 2 この条例の施行の際、現に第 2 条第 1 項本文又は第 3 条の規定に基づく許可を受けて表示し、又は設置している広告物又は広告物を掲出する物件でこの条例による改正後の大阪市屋外広告物条例 (以下新条例という。) 第 4 条の規定によりその表示又は設置が禁止されることとなるものについては、当該許可期間に限り、第 4 条の規定にかかわらず、なおこれを表示し、又は設置することができる。

3 この条例の施行の際、現に第2条第1項ただし書の規定に基づき表示し、又は設置している広告物又は広告物を掲出する物件で新条例第4条の規定によりその表示又は設置が禁止されることとなるものについては、その表示又は設置の日から30日間に限り、第4条の規定にかかわらず、なおこれを表示し、又は設置することができる。

4 新条例第18条の規定の施行の際、現に屋外広告業を営んでいる者については、同条の規定の施行の日から30日間は、同条第1項の届出をしないで引き続き屋外広告業を営むことができる。

附 則（昭和49年10月5日大阪市条例第71号）抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年4月1日大阪市条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年4月1日大阪市条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年4月1日大阪市条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年5月30日大阪市条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年4月1日大阪市条例第39号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成7年2月15日大阪市条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月4日大阪市条例第3号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月17日大阪市条例第23号）

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第7条に1項を加える改正規定、第10条の改正規定及び第14条の次に1条を加える改正規定は、平成11年10月1日から施行する。

2 この条例による改正後の大阪市屋外広告物条例第7条第2項の規定は、平成11年10月1日以後に表示し、又は設置する屋外広告物又はこれを掲出する物件（以下「広告物等」という。）について適用し、同日前に表示し、又は設置した広告物等については、なお従前の例による。

附 則（平成14年3月29日大阪市条例第37号、平成14年9月1日施行、平成14年8月30日大阪市告示第1023号）

（施行期日）

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の大阪市屋外広告物条例（以下「旧条例」という。）第2条又は第3条の規定による許可を受けて表示し、又は設置している広告物又は広告物を掲出する物件で、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後

この条例による改正後の大阪市屋外広告物条例（以下「新条例」という。）第4条の規定によりその表示又は設置が禁止されることとなるものについては、当該許可期間は、同条の規定は、適用しない。

3 この条例の施行の際、現に旧条例第2条第1項ただし書の規定により表示している広告物で、施行日以後新条例第4条の規定によりその表示が禁止されることとなるものについては、施行日から起算して30日を経過するまでの間は、同条の規定は、適用しない。

4 この条例の施行の際、現に旧条例第7条の2の規定により旧条例第2条及び第4条の規定が適用されない広告物で、施行日以後新条例第7条の2ただし書の規定により新条例第2条及び第4条の規定が適用されることとなるものについては、施行日から起算して30日を経過するまでの間は、新条例第2条及び第4条の規定は、適用しない。

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成15年2月21日大阪市条例第4号）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成16年10月1日大阪市条例第53号、第4条第1項第1号の改正規定を除くその他の規定、平成16年12月17日施行、告示第1232号の2、第4条第1項第1号の改正規定、平成17年6月1日施行、告示第514号の4）

（施行期日）

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

（経過措置）

2 この条例による改正後の大阪市屋外広告物条例第13条の2から第13条の6までの規定は、この条例の施行の日以後に除却された広告物又は掲出物件について適用し、同日前に除却された広告物又は掲出物件については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月2日大阪市条例第8号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月21日大阪市条例第86号）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の大阪市屋外広告物条例（以下「旧条例」という。）第18条の規定による届出をして本市の区域内において屋外広告業を営んでいる者（以下「届出済屋外広告業者」という。）については、この条例の施行の日から平成19年6月30日（同日前にこの条例による改正後の大阪市屋外広告物条例（以下「新条例」という。）第15条の2第1項の申請をした届出済屋外広告業者にあつては、当該申請に対する新条例第15条の3第2項の規定による登録の拒否の通知又は新条例第15条の4第2項の規定による登録の通知を受けた日）までの間は、新条例第15条第1項の規定は、適用しない。

3 この条例の施行の際現に旧条例第17条第1項に規定する講習会修了者等である者は、新条例第17条第1項第5号に該当する者とみなす。

- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則
- 1 この条例は、平成19年10月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表（第19条の3関係）

広 告 物 の 種 類	単 位	手数料
広 告 塔 及 び 広 告 板	5平方メートルまでごとに	950円
電柱及びこれに類するものを 利 用 す る 広 告	1 個	200円
電車又はバス等の車体を 利 用 す る 広 告	1 個	200円
小 型 看 板	1 個	200円
広 告 幕	1 張	300円
ア ド バ ル ー ン	1 個	500円
法第7条第4項に規定する広告 旗及び立看板等	1 枚又は1 本	150円
はり紙及びはり札等（法第7条 第4項に規定するはり札等をい う。以下同じ。）	100枚につき	200円

備 考

- 1 広告物の表示及び当該広告物を掲出する物件の設置の許可申請が同時にあつた場合は、それらを1件とみなし、手数料については高額のものによる。
- 2 掲出物件の設置のみの許可申請があつた場合の手数は、当該掲出物件に掲出されるべき広告物の区分に対応する手数料の額による。
- 3 はり紙及びはり札等の手数料の算定方法については、100枚未満の端数があるときは、これを100枚として計算する。

大阪市屋外広告物条例施行規則

制定	昭和31年11月 1 日大阪市規則第 82号
改正	昭和40年 4 月21日大阪市規則第 56号
改正	昭和43年12月12日大阪市規則第111号
改正	昭和45年 3 月31日大阪市規則第 24号
改正	昭和46年 6 月 5 日大阪市規則第 62号
改正	昭和49年 5 月 9 日大阪市規則第 65号
改正	昭和49年 8 月15日大阪市規則第101号
改正	昭和49年10月 5 日大阪市規則第118号
改正	昭和56年 4 月 1 日大阪市規則第 64号
改正	昭和63年 4 月 1 日大阪市規則第 64号
改正	平成 7 年 2 月 1 日大阪市規則第 4 号
改正	平成 7 年 3 月27日大阪市規則第 11号
改正	平成11年 4 月 1 日大阪市規則第 49号
改正	平成13年 5 月22日大阪市規則第 99号
改正	平成13年10月18日大阪市規則第135号
改正	平成14年 8 月30日大阪市規則第122号
改正	平成16年12月16日大阪市規則第132号
改正	平成18年12月28日大阪市規則第244号
改正	平成19年 3 月30日大阪市規則第116号
改正	平成19年 8 月31日大阪市規則第176号

(許可の申請)

第1条 大阪市屋外広告物条例（昭和31年大阪市条例第39号。以下「条例」という。）第2条第1項の規定により市長の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した所定の申請書を提出しなければならない。

- (1) 屋外広告物（以下「広告物」という。）又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置者及び管理者（条例第14条の2第1項の管理者をいう。以下同じ。）の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに管理者（第9条の4第1号アからカまでに掲げる資格を要する者に限る。）が有する資格
- (2) 種類及び数量
- (3) 表示又は設置の期間
- (4) 表示又は設置の場所又は地域（移動するものにあつては、その範囲）
- (5) 形状、寸法、意匠、色彩その他表示の方法に関する仕様書並びに図面。照明又は音響を伴うときは、その概要
- (6) 構造、材料及び設置の方法に関する仕様書並びに図面
- (7) 附近見取図
- (8) 表示又は設置の場所又は地域が他人の所有又は管理に属するときは、その承諾書
- (9) 工事施行者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (10) 工事施行者が屋外広告業（条例第1条に規定する屋外広告業をいう。以下同じ。）を営む者であるときは、条例第15条の4第1項第2号の登録番号又は条例第18条の4第3項の届出の届出番号
- (11) 工事のしゅん工予定日

- 2 簡易広告物等（条例第2条第1項ただし書に規定する簡易広告物等をいう。以下同じ。）については、前項各号のうち第6号及び第9号から第11号までに掲げる事項の記載を省略することができる。

第2条 条例第3条第1項の規定により市長の許可を受けようとする者は、変更しようとする事項を記載した所定の申請書を提出しなければならない。

- 2 条例第3条第2項の規定により市長の許可を受けようとする者は、前条第1項第1号から第4号までに掲げる事項を記載した所定の申請書を提出しなければならない。
- 3 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、簡易広告物等、アドバルーン、広告幕その他市長が定める広告物又は掲出物件について同項の申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (1) 広告物又は掲出物件の汚損、破損等の有無（当該汚損、破損等を修繕した場合にあつては、その概要）を記載した所定の点検報告書（管理者が作成したものに限る。）
- (2) 広告物又は掲出物件の現況を撮影した写真

（市長が定める簡易広告物等）

第3条 条例第2条第1項ただし書に規定する市長が定める簡易広告物等は、次に掲げるもので広告面に表示の期間並びに設置者又は管理者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を明記したものとする。

- (1) はり紙及びはり札等（屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下この条において「法」という。）第7条第4項に規定するはり札等のうち、金属板、ベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙をはり、又は直接広告を塗装し、若しくは印刷したものに限る。以下同じ。）で、縦1.2メートル、横0.8メートル以内のもの
- (2) 広告旗（法第7条第4項に規定する広告旗のうち、広告を表示した布の一方の辺にさお又は棒を取り付け、当該布の上部の辺をさお又は棒で支えたものに限る。以下同じ。）で、高さ2メートル、幅0.5メートル以内のもの
- (3) 立看板（木わくに紙張り若しくは布張りをし、又はベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙をはり、容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられるものに限る。以下同じ。）で、高さ2メートル、幅1.5メートル以内のもの

（許可の基準）

第3条の2 条例第2条の2の規定により市長が定める許可の基準は、別表第1のとおりとする。

（許可期限）

第4条 条例第2条第1項又は第3条第2項の規定による許可の期限は、3年以内とする。ただし、簡易広告物等、アドバルーン及び広告幕については、30日以内とする。

（許可の表示）

第5条 条例第2条又は第3条の規定により許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件に許可期限を記載した所定の証票を貼付しておかなければならない。ただし、許可の証印を受けたものについては、この限りでない。

(しゅん工届)

第6条 許可を受けた広告物又は掲出物件について必要な工事が完了したときは、設置者は、速やかにその旨を所定の届出書により市長に届け出なければならない。

(撤去届)

第6条の2 許可を受けた広告物又は掲出物件を撤去したときは、設置者は、速やかにその旨を所定の届出書により市長に届け出なければならない。

(経過措置)

第6条の3 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下この条において「法」という。）第15条第1項の規定により法第8条第1項に規定する地域地区が定められることにより（法第21条第1項の規定により地域地区が変更される場合を含む。）、当該地域地区内に現に条例第2条第1項本文又は第3条に基づく許可を受けて表示し、又は設置している広告物又は掲出物件で第3条の2の基準（同条の基準に代えて条例第6条の2第3項に規定する景観形成許可基準が適用される場合にあつては、当該景観形成許可基準）に適合しないこととなるものについては、当該許可期間に限り、なおこれを表示し、又は設置することができる。

(基本計画の案に係る意見書の提出)

第6条の4 条例第6条の2第5項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により意見書を提出しようとする者は、次に掲げる事項を当該意見書に記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 条例第6条の2第2項に規定する基本計画の案の名称
- (3) 景観の形成（条例第6条の2第1項に規定する景観の形成をいう。以下同じ。）の見地からの意見
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の意見書には、条例第6条の2第5項に規定する市民等であることを明らかにする書類を添付しなければならない。

(協定の認定の請求)

第6条の5 条例第6条の5第1項の規定により条例第6条の4第1項の協定（以下「協定」という。）の認定を請求しようとする者は、条例第6条の5第2項に規定する協定書に次に掲げる書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 協定の認定を請求する者が当該協定を締結した者の代表者であることを明らかにする書類
- (2) 協定の対象となる区域を表示する図面
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

(協定の認定の要件)

第6条の6 条例第6条の5第3項の市長が定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 協定の対象となる区域内の土地及び建築物等（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2

条第1号に規定する建築物その他の工作物をいう。以下同じ。)の利用を不当に制限するものでないこと

- (2) 協定の対象となる区域が当該区域における景観の形成を図るために相当と認められる広さ及び地域的一体性を有していること
- (3) 協定を締結した者の総数の当該協定の対象となる区域内の土地の所有者等(条例第6条の4第1項に規定する土地の所有者等をいう。)の総数に対する割合が、当該協定の適正かつ効果的な運用を図るために相当と認められる程度に達していること

(協定の変更又は廃止の届出)

第6条の7 条例第6条の5第4項の規定により届出をしようとする者は、同条第3項の規定による認定を受けた協定を変更し、又は廃止した後速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 認定を受けた協定の名称
- (3) 認定を受けた協定の対象となる区域
- (4) 認定を受けた協定の変更に係る事項
- (5) 認定を受けた協定を変更し、又は廃止した理由
- (6) 認定を受けた協定を変更し、又は廃止した年月日

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 認定を受けた協定の変更又は廃止の届出をする者が当該協定を締結した者の代表者であることを明らかにする書類
- (2) 認定を受けた協定の対象となる区域のうち変更又は廃止に係る部分を表示する図面
- (3) 認定を受けた協定で定められた協定の変更又は廃止の手続を適正に行っていることを明らかにする書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

(適用除外の基準)

第7条 条例第7条第1項第3号の規定による広告物又は掲出物件は、その表示面積が7平方メートルを超えないものとする。

2 条例第7条第1項第4号の規定による広告物又は掲出物件は、その表示面積が7平方メートルを超えないものとする。ただし、工事のためその期間中表示し、又は設置する広告物又は掲出物件については、7平方メートルを超えるものであつても、条例第2条第1項及び第4条の規定は適用しない。

3 条例第7条第1項第6号の規定による広告物又は掲出物件は、周囲の景観に調和し、かつ、営利を目的としないものとする。

4 条例第7条第1項第7号の規定による広告物又は掲出物件は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 公益上必要な施設又は物件(以下「施設等」という。)の寄贈者名等の表示面積が、表示方向から見た場合における施設等の外郭の線の内側を一平面とみなしたものの面積の20分の1以下であり、かつ、0.5平方メートルを超えないものであること
- (2) 寄贈者名等の表示が、1の施設等につき1箇所であること

5 第1項から前項までの基準に適合する広告物又は掲出物件の表示又は設置の方法に関する

基準は、市長が別に定める。

6 国、地方公共団体又は公益法人その他これに類する団体（以下「国等」という。）は、条例第7条第2項の規定により広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするときは、第1条第1項第1号から第7号までに掲げる事項を記載した所定の届出書を提出しなければならない。ただし、国等が自ら所有し、又は管理する土地又は建築物等に、表示面積が7平方メートルを超えない広告物若しくは掲出物件を表示し、若しくは設置しようとする場合又は広告物若しくは掲出物件を一時的に表示し、若しくは設置する場合にあつては、この限りでない。

7 条例第7条の2に規定する市長が定める広告物は、政党、政治団体、労働組合その他の団体又は個人が政治活動又は労働組合活動として行う宣伝又は集会、催物等の行事のために表示するはり紙、はり札等、広告旗又は立看板で、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 表示の期間が30日を超えないもの
- (2) はり紙及びはり札等については、縦1.2メートル、横0.8メートル以内のもの
- (3) 広告旗については、高さ2メートル、幅0.5メートル以内のもの
- (4) 立看板については、高さ2メートル、幅1.5メートル以内のもの
- (5) 広告面に表示の期間及び設置者名又は連絡先を明記したもの

（設置者等変更届）

第8条 設置者又は管理者に変更があつたときは、新たにこれらの者となつた者は、5日以内にその旨を所定の届出書により市長に届け出なければならない。

2 設置者又は管理者がその氏名又は住所（法人にあつては、その名称又は事務所の所在地）を変更したときは、5日以内にその旨を所定の届出書により市長に届け出なければならない。

（屋外広告業を営む者の事業者団体の届出）

第9条 屋外広告業を営む者の事業者団体で、その構成員である屋外広告業を営む者に代わつて条例第2条及び第3条の規定による許可の申請をする者は、あらかじめ次の事項を、市長に届け出なければならない。

- (1) 団体の名称、団体設立年月日、主たる事務所の所在地、役員及び業務を執行する役員の氏名、構成員の氏名又は名称
 - (2) 定款又は規約
 - (3) 当該事業者団体の設立及びその行う事業で、法令によつて許可又は認可を受けた場合は、許可又は認可の書類の写し
 - (4) その他市長が必要と認める事項
- 2 当該事業者団体が解散しようとするとき若しくは前項各号に掲げる事項に変更があつたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（命令に違反した場合の公表等）

第9条の2 条例第13条第3項の規定による公表は、大阪市公報に登載するほか、広く市民に周知できる方法により行うものとする。

2 条例第13条第4項の規定による公表の理由の通知は、所定の公表理由等通知書により行うものとする。

3 前項の規定による通知を受けた者からの意見の聴取は、意見を記載した書面の提出を受け

ることにより行うものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、口頭により行うことができる。

4 意見陳述を行うときは、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示場所)

第9条の3 条例第13条の2第1項の市長が定める場所は、建設局管理部（事業所を除く。以下同じ。）の所在する事務室内とする。

(管理者の要件)

第9条の4 条例第14条の2の市長が定める要件を満たす管理者は、次の各号に掲げる広告物又は掲出物件の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定による確認が必要な広告物又は掲出物件 次のいずれかに該当する者

ア 屋外広告物法第10条第2項第3号イに規定する国土交通大臣の登録を受けた法人が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者

イ 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第17条の2第1項の規定に基づき認定された同条第4項の屋外広告士資格審査・証明事業を行う法人が付与する屋外広告士の資格を有する者

ウ 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者

エ 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者

オ 電気工事士法第4条の2第1項の規定により特種電気工事資格者認定証（電気工事士法施行規則（昭和35年通商産業省令第97号）第4条の2第1項の表の上欄に掲げるネオン工事に係るものに限る。）の交付を受けている者

カ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項第1号に掲げる第1種電気主任技術者免状、同項第2号に掲げる第2種電気主任技術者免状又は同項第3号に掲げる第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者

(2) 前号に掲げる広告物又は掲出物件以外のもの 次のいずれかに該当する者

ア 前号に掲げる者

イ 本市の区域内に住所、事務所、事業所又は営業所を有する設置者

ウ 本市の区域内に住所、事務所、事業所又は営業所を有し、当該広告物又は掲出物件を管理することが可能な者

(屋外広告業の登録の申請)

第10条 条例第15条第3項の規定により更新の登録を受けようとする者は、その者が現に受けている登録の有効期間の満了の日の3月前の日から30日前の日までの間に申請しなければならない。

2 条例第15条の2第1項の申請書は、所定の様式によらなければならない。

3 条例第15条の2第2項の市規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、第4号及び第5号に掲げる書類は、市長が必要と認める場合に限る。

(1) 当該申請書に記載された業務主任者が条例第17条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類

- (2) 登録申請者（条例第15条の2第1項に規定する登録申請者をいう。以下同じ。）が法人であるときは、登記事項証明書の写し
- (3) 登録申請者が個人であるときは、登録申請者（当該登録申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であるときは、当該登録申請者及びその法定代理人）の住民票の写し又はこれに代わる書類
- (4) 登録申請者が法人であるときは、その役員（当該役員が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であるときは、当該役員及びその法定代理人）の住民票の写し又はこれに代わる書類
- (5) 当該申請書に記載された業務主任者の住民票の写し又はこれに代わる書類

（変更の届出）

第11条 条例第15条の5第1項の規定による変更の届出をしようとする者（以下「変更届出者」という。）は、所定の届出書を市長に提出しなければならない。

2 条例第15条の5第2項において準用する条例第15条の2第2項の市規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、第5号及び第6号に定める書類は、市長が必要と認める場合に限る。

- (1) 条例第15条の2第1項第1号に掲げる事項の変更 変更届出者が法人であるときは登記事項証明書の写し、変更届出者が個人であるときは住民票の写し又はこれに代わる書類
- (2) 条例第15条の2第1項第2号に掲げる事項（商業登記法（昭和38年法律第125号）第6条各号に掲げる商業登記簿に登録されている事項で法人である変更届出者に係るものに限る。）又は同項第3号に掲げる事項の変更 登記事項証明書の写し
- (3) 条例第15条の2第1項第4号に掲げる事項の変更 変更届出者及びその法定代理人の住民票の写し又はこれに代わる書類
- (4) 条例第15条の2第1項第5号に掲げる事項の変更 変更後の業務主任者が条例第17条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類
- (5) 変更届出者が法人であるときは、その役員（当該役員が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であるときは、当該役員及びその法定代理人）の住民票の写し又はこれに代わる書類
- (6) 当該届出書に記載された業務主任者の住民票の写し又はこれに代わる書類

（登録簿の閲覧）

第12条 条例第15条の6の屋外広告業者登録簿（以下「登録簿」という。）を閲覧させる場合には、建設局管理部の所在する事務室内に置く閲覧所において閲覧させるものとする。

2 前項の閲覧所の休日は、大阪市の休日を定める条例（平成3年大阪市条例第42号）第1条第1項に規定する市の休日とする。

3 第1項の閲覧所における閲覧時間は、午前9時から午後0時15分まで及び午後1時から午後5時30分までとする。

4 前2項の規定にかかわらず、登録簿の整理その他やむを得ない事由があるときは、臨時に閲覧所の休日を定め、又は閲覧時間を変更することがある。

5 閲覧者は、登録簿の閲覧に際し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 登録簿を閲覧所以外の場所に持ち出すこと
- (2) 登録簿を汚損し、若しくは毀損し、又は亡失すること

(3) 前2項の規定に違反し、又は前2項の規定に基づく職員の指示に従わないこと

6 市長は、前項の規定に違反した者に対し、登録簿の閲覧を制限し、若しくは停止し、又は拒否することができる。

(廃業等の届出)

第13条 条例第15条の7第1項の規定により届出をしようとする者は、所定の届出書に同項各号に掲げる事実を証する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(講習会)

第14条 条例第16条第1項に規定する講習会の講習を受けようとする者は、所定の申請書を市長に提出しなければならない。

2 講習会は、次に掲げる課程ごとに行う。

(1) 屋外広告物に関する法令の課程

(2) 屋外広告物の表示の方法に関する課程

(3) 屋外広告物の施工に関する課程

3 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、前項第3号に掲げる課程の講習会を免除する。

(1) 第9条の4第1号ウからカまでのいずれかに該当する者

(2) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく帆布製品製造取付けに係る職業訓練指導免許を受けている者、技能検定合格証書の交付を受けている者又は職業訓練修了証書の交付を受けている者

4 前項の規定により講習会の免除を受けようとする者は、その資格を証する書類又はその写しを第1項の申請書に添付しなければならない。

5 市長は、講習会を修了した者に対し、所定の修了証を交付する。

(業務主任者の業務)

第15条 条例第17条第2項第3号（条例第18条の4第2項において準用する場合を含む。）に規定する市規則で定める事項は、第17条第1項第2号から第4号までに掲げる事項とする。

(標識の掲示)

第16条 条例第18条の規定に基づく標識の掲示は、条例第15条第1項又は第3項の登録を受けた後速やかに所定の様式による標識により行うものとする。

2 条例第18条の市規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 営業所の名称

(3) 条例第15条第1項又は第3項の登録を受けた年月日及び当該登録の登録番号

(4) 業務主任者の氏名

3 条例第18条の4第3項前段の届出をした者は、当該届出をした後速やかに次に掲げる事項を記載した所定の様式による標識を掲示するものとする。

(1) 前項第1号及び第2号に掲げる事項

(2) 大阪府屋外広告物条例（昭和24年大阪府条例第79号。以下「府条例」という。）第22条の2第1項に規定する登録を受けた年月日、当該登録の登録番号及び条例第18条の4第3項

の届出の届出番号

(3) 業務主任者の氏名

- 4 第1項又は前項の掲示をした者は、当該掲示に係る事項について変更があつた場合には、速やかに第1項又は前項の規定による標識を修正しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第17条 条例第18条の2（条例第18条の4第2項において準用する場合を含む。）に基づき屋外広告業を営む者が備え付ける帳簿は、次に掲げる事項を記載し、所定の様式によるものとする。

- (1) 注文者（屋外広告業を営む者に広告物等の表示又は設置を委託する者をいう。）の氏名及び住所（法人にあつては、商号又はその名称及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所
 - (3) 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量
 - (4) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置した年月日
 - (5) 広告物の表示又は掲出物件の設置に係る請負契約の請負金額
- 2 前項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。）に記録され、必要に応じ屋外広告業を営む者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて前項の帳簿への記載に代えることができる。
- 3 第1項の帳簿（前項の規定により帳簿への記載に代えて作成された記録を含む。次項において同じ。）は、広告物の表示又は掲出物件の設置の契約ごとに整理して作成しなければならない。
- 4 屋外広告業を営む者は、第1項の帳簿を毎事業年度の末日に閉鎖し、当該帳簿を作成した営業所ごとに整理し、閉鎖後5年間保存しなければならない。

(大阪府の登録を受けた屋外広告業者の届出)

第18条 条例第18条の4第3項前段の規定により届出をしようとする者（以下「届出者」という。）は、次に掲げる事項を記載した所定の届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 商号又は氏名及び住所（法人にあつては、商号又はその名称及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 本市の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地
 - (3) 届出者が法人であるときは、その役員の氏名
 - (4) 届出者が未成年者であるときは、その法定代理人の氏名及び住所
 - (5) 業務主任者の氏名
 - (6) 府条例第22条の2第1項に規定する屋外広告業の登録の有効期間の満了の日
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 府条例第22条の2第1項に規定する屋外広告業の登録を受けたことを証する書類の写し
 - (2) 当該届出書に記載された業務主任者が条例第17条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類
 - (3) 府条例第22条の2第1項に規定する屋外広告業の登録に係る申請書の写し
- 3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項に変更があつたときは、所定の届出書に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付してこれを当該変更の日から30日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる事項の変更 府条例第22条の5第1項の規定により登録事項の変更を届け出た届出書及びその添付書類の写し
- (2) 第1項第2号に掲げる事項（商業登記法第6条各号に掲げる商業登記簿に登録されている事項に限る。）の変更 府条例第22条の5第1項の規定により登録事項の変更を届け出た届出書及びその添付書類の写し（府条例第22条の2第1項第2号に該当しない営業所にあつては、登記事項証明書の写し）
- (3) 第1項第5号に掲げる事項の変更 府条例第22条の5第1項の規定により登録事項の変更を届け出た届出書及びその添付書類の写し（府条例第22条の2第1項第2号に該当しない営業所において選任された業務主任者にあつては、条例第17条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類
- (4) 第1項第6号に掲げる事項の変更 前項第1号に掲げる書類

（監督処分簿）

第19条 条例第18条の5第1項の市規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 処分を受けた屋外広告業を営む者の商号及び住所（法人にあつては、商号又はその名称、その代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに条例第15条の4第1項第2号の登録番号又は条例第18条の4の届出の届出番号
 - (2) 処分の根拠となる条例の条項
 - (3) 処分の原因となつた事実
- 2 条例第18条の5第1項に規定する屋外広告業者監督処分簿（以下「監督処分簿」という。）は、条例第18条の3第1項又は第18条の4第5項の規定による処分1件ごとに作成し、当該処分の日から2年間一般の閲覧に供するものとする。
- 3 第12条の規定は、監督処分簿の閲覧について準用する。

（許可申請書等の提出の方法）

第20条 この規則による許可申請書又は届出書は、広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所を所管する区長（2以上の区の区域にわたる場合は、そのいずれかの区の区長）を経由して、市長に提出しなければならない。ただし、電柱及びこれに類するものを利用する広告物、電車又はバス等の車体を利用する広告物及び小型看板その他市長が定める広告物に係るもの並びに第6条の7、第7条第6項、第9条第1項及び第2項、第11条第1項、第13条並びに第18条第1項及び第3項の届出書並びに第10条第2項、第14条第1項の申請書は、区長を経由しないものとする。

（除却等に要した費用の徴収）

第21条 市長は、屋外広告物法第7条第2項又は第4項の規定により広告物又は掲出物件を除却した場合における当該広告物又は掲出物件の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用として、条例第13条の6の規定により当該広告物又は掲出物件の所有者等に対し返還する際に、当該所有者等から広告物又は掲出物件1個につき3,000円を徴収するものとする。

（施行の細目）

第22条 様式その他この規則の施行に関し必要な事項は、建設局長が定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和31年11月1日から施行する。
- 2 条例第2条第1項又は第3条第2項の規定による許可を受けた広告物又はこれを掲出する物件で、阪神・淡路大震災により被害を受けた者で市長が定めるものが表示し、又は設置しているもの（ポスター、はり紙、はり札、立看板、アドバルーン及び広告幕に係るものを除く。）については、その許可期限が平成7年1月17日以降に到来するものに限り、第4条の規定にかかわらず、その期限を同年6月30日まで延長することができる。

附 則（昭和38年8月15日大阪市規則第56号）

この規則は、公布の日から施行し、区収入役に関する改正規定を除く部分は、昭和38年6月27日から、区収入役に関する改正規定は、昭和38年7月11日から適用する。

附 則（昭和40年4月21日大阪市規則第56号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年12月12日大阪市規則第111号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年3月31日大阪市規則第24号）

この規則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年6月5日大阪市規則第62号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年5月9日大阪市規則第65号）

この規則は、昭和49年5月10日から施行する。

附 則（昭和49年8月15日大阪市規則第101号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条第1項の改正規定（同条同項第10号の規定として加える部分に限る。）、第9条の次に6条を加える改正規定（第13条から第15条までの規定として加える部分に限る。）及び第16条に1項を加える改正規定は、昭和49年10月1日から施行する。

附 則（昭和49年10月5日大阪市規則第118号）抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年4月1日大阪市規則第64号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に大阪市屋外広告物条例（昭和31年大阪市条例第39号）第2条第1項本文又は第3条の規定に基づく許可を受けて表示し、又は設置している広告物又は広告物を掲出する物件でこの規則による改正後の大阪市屋外広告物条例施行規則別表第1に規定する許可の基準に適合しないこととなるものについては、当該許可期間に限り、なおこれを表示し、又は設置することができる。

附 則（昭和63年4月1日大阪市規則第64号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年2月1日大阪市規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年3月27日大阪市規則第11号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則による改正後の大阪市屋外広告物条例施行規則の規定は、平成7年1月17日から適用する。

附 則（平成11年4月1日大阪市規則第49号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成11年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に大阪市屋外広告物条例（昭和31年大阪市条例第39号）第2条第1項又は第3条の規定に基づく許可を受けて表示し、又は設置している屋外広告物又はこれを掲出する物件で第1条の規定による改正後の大阪市屋外広告物条例施行規則別表第1に規定する許可の基準に適合しないこととなるものについては、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成13年5月22日大阪市規則第99号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の大阪市屋外広告物条例施行規則第9条の2第1号アに規定する屋外広告士の資格を有する者は、この規則による改正後の大阪市屋外広告物条例施行規則第9条の2第1号アに規定する屋外広告士の資格を有する者とみなす。

附 則（平成13年10月18日大阪市規則第135号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年8月30日大阪市規則第122号）

この規則は、平成14年9月1日から施行する。

附 則（平成16年12月16日大阪市規則第123号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成16年12月17日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の大阪市屋外広告物条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第1条第2項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる許可の申請について適用し、施行日前に行われた許可の申請については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則第3条及び第7条第7項の規定は、平成17年1月17日以後に表示する広告物について適用し、同日前に表示した広告物については、なお従前の例による。
- 4 改正後の規則第7条第6項の規定は、施行日以後に行われる届出について適用し、施行日前に行われた届出については、なお従前の例による。

附 則（平成18年12月28日大阪市規則第244号）

この規則は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日大阪市規則第116号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年8月31日大阪市規則第176号）

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

別表（第3条の2関係）

1 広告塔及び広告板

(1) 広告塔

ア 地上に設置するもの

(ア) 地上から広告塔の上端までの高さは、20メートル以下とすること。ただし、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居専用地域又は準住居地域においては、10メートル以下とすること

(イ) 他の広告塔又は広告板と集合して設置する場合は、上下2段を超えないこと

イ 屋上に設置するもの

(ア) 広告塔の高さは、これを設置する箇所の建築物の高さの3分の2以下とすること。ただし、市長が支障がないと認めたときは、この限りでない。

(イ) 屋上の側端から後退した位置に設置すること

(ウ) 広告塔を設置する建築物は木造でないこと

(2) 広告板

ア 地上に設置するもの

(ア) 地上から広告板の上端までの高さは、5メートル以下とすること

(イ) 他の広告塔又は広告板と集合して設置する場合は、上下2段を超えないこと

イ 屋上に設置するもの

(ア) 広告板の高さは、これを設置する箇所の建築物の高さの3分の2以下とすること。ただし、市長が支障がないと認めたときは、この限りではない。

(イ) 屋上の側端から後退した位置に設置すること

(ウ) 広告板を設置する建築物は木造でないこと

2 建築物又は工作物の壁面を利用するもの

(1) 壁面の端から突き出さないように取り付けること

(2) 窓又は開口している部分をふさがないように取り付けること。ただし、市長が支障がないと認めたときは、この限りではない。

(3) 表示面積は、取付壁面の面積の3分の1以下とすること。ただし、市長が支障がないと認めたときは、この限りではない。

3 建築物又は工作物の壁面から突出するもの

(1) 歩道と車道の区別のある道路へ突出するもの

ア 歩道面から広告物の下端までの高さは、2.5メートル以上とすること

イ 道路への突出幅は、歩道幅員が4メートル未満の場合は1メートル以内、4メートル以上の場合は1.5メートル以内とすること

ウ 広告物の上端は、取付壁面の高さを超えないこと

(2) 歩道と車道の区別のない道路へ突出するもの

ア 道路面から広告物の下端までの高さは、4.5メートル以上とすること

イ 道路への突出幅は、1メートル以内とすること

ウ 広告物の上端は、取付壁面の高さを超えないこと

4 電柱を利用するもの

(1) 電柱面に巻き付けるもの

ア 道路面からの高さが2.3メートルから3.5メートルまでの間に取り付けること

イ 広告物は、電柱1本につき1個に限ること

(2) 電柱から突出するもの

ア 広告物の大きさは縦1.2メートル以下、横0.45メートル以下とし、電柱と取付部分との間隔は、0.15メートル以下とすること

イ 取り付ける位置は、歩道と車道の区別のある道路の電柱に取り付ける場合は歩道側とし、歩道と車道の区別のない道路の電柱に取り付ける場合は、道路の中央側とすること

ウ 広告物は、電柱につき1個に限ること